

2020年医労連共済に加入（継続）をされた皆さまへ



共済期間 効力発生日：2020年7月1

満期日：2021年6月30日迄となります。

証書は、大切に保管をして頂きますよう、お願い致します。

※医労連共済は、労働組合法にもとづく自主共済制度のため、年末所得控除の対象にはなりませんので、ご了承ください。

個人共済・組合一律加入型共済は、セット型（生命・医療・交通）、組合一律加入型組織共済の口数（掛金）によって給付金が異なります。

給付内容について

*効力発生日の内容に基づき印字されており、効力発生日現在での年齢削減も反映されています。

*罹患疾病・指定疾病による給付削減がありますので、証書裏面＜保障について＞4、5、6をご参照下さい。

共済金支払い請求について

生命・医療・交通災害・セット共済：必要書類の他、別途要請する場合や、審査のために必要な書類をお願いする場合があります。交通事故の自損事故や、自転車での事故の場合でも、警察に事故届を出してください。証明書類はコピーでもかまいません。

火災共済：必要書類の他、証明書はコピーでもかまいません。事故発生日から3日以内に住宅災害状況報告書を提出し、医労連共済の指示が必要となります。事項発生から3日以内に報告がない場合は、共済金が削減される場合があります。

給付金削減を含む、共済金給付不払・共済給付削減の詳細については、事業規約・細則・リーフレット等でご確認下さい。

共済金請求の手続きについて

共済事由発生日から3年間以内であれば、請求可能です。

・請求時に提出して頂いた書類以外に、運営委員会が求めた場合や、事実や状況についての紹介やお尋ねなどを行うことがありますのでご協力をお願い致します。

・給付にあたって、確認のために日時を要する場合の他、給付請求決定については所属組合を通じて報告し、労働組合の口座へ、お支払いをします。

・共済請求金を、「治療治療報告書」で請求されても、診断書をも求める場合がございます。

契約の変更について

①姓名、住所、職場の変更・異動等が生じた場合は、所属組合を通じて変更手続きをお願いします。

②年度途中での契約口数、加入型式の変更はできません。